

平成十九年
二 月 中

秋田県公報目録

第千八百四十九号から
第千八百五十六号まで

公布又は
公示番号
題 名
公報番号
日

規 則

二 秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則 号外一 一六

告 示

六四 皆伐面積の限度 号外一 一
 六五 道路区域の変更及び供用開始 一八四九 二
 六六 河川法による堤防と道路との兼用工
 作物の管理の方法 " " " "
 六七 河川区域の変更による廃川敷地等 " " " "
 六八 " " " "
 六九 都市計画事業の事業計画の変更の認可 " " " "
 七〇 " " " "
 七一 市町村が処理することとする権限移
 譲対象事務の範囲等の一部改正 一八五〇 六
 七二 特定鳥獣保護管理計画の策定のため
 の公聴会の開催 " " " "
 七三 臨時種畜検査による種畜証明書の交
 付 " " " "
 七四 保安林の指定の解除 " " " "
 七五 大規模小売店舗の新設に関する届出
 道路区域の変更及び供用開始 " " " "
 七六 道路区域の変更 " " " "
 七七 道路区域の変更 " " " "
 七八 宅地建物取引業法の規定による行政
 処分 " " " "
 七九 " " " "
 八〇 県議会定例会の招集 号外一 八
 八一 特定鳥獣保護管理計画の策定のため
 の公聴会の開催 一八五一 九

八二 道路区域の変更 一八五一 九
 八三 " " " " "
 八四 " " " " "
 八五 " " " " "
 八六 道路の供用開始 " " " "
 八七 証紙売りさばき人の指定事項の変更
 の届出 " " " "
 八八 " " " "
 八九 証紙売りさばき場所の変更の承認 " " " "
 九〇 " " " " "
 九一 公平委員会の事務の受託 一八五二 一三
 九二 地籍調査の成果の認証 " " " "
 九三 道路区域の変更 " " " "
 九四 " " " " "
 九五 " " " " "
 九六 " " " " "
 九七 " " " " "
 九八 収納代理金融機関の指定の取消し
 建設業法による経営規模等評価の申
 請及び総合評定値の通知の請求の時
 期及び方法等 一八五三 一六
 九九 " " " " "
 一〇〇 道路区域の変更 " " " "
 一〇一 道路の供用開始 " " " "
 一〇二 " " " " "
 一〇三 生活保護法による介護機関の指定 一八五五 二三
 一〇四 生活保護法による指定介護機関の休
 止 " " " "
 一〇五 公共測量実施の通知 " " " "
 一〇六 生活保護法による指定介護機関の事
 業の廃止 号外一 " " "
 一〇七 生活保護法による介護機関の指定 " " " "
 一〇八 生活保護法による指定介護機関の変
 更 " " " "
 一〇九 入会林野整備計画の認可 一八五六 二七
 一一〇 大規模小売店舗の変更に関し聴取し
 九

公 告

た意見の概要
 一一 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧 一八五六 二七
 一二 商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域の一部改正 " " " "

〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 一八四九 二
 〇 県営土地改良事業の換地処分 " " " "
 〇 県営土地改良事業計画の変更 " " " "
 〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 二件 一八五〇 六
 〇 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 二件 " " " "
 〇 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定 " " " "
 〇 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定 " " " "
 〇 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 " " " "
 〇 特定調達契約に係る落札者の決定 一八五一 九
 〇 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定 一八五二 一三
 〇 特定調達契約に係る落札者の決定 " " " "
 〇 一般競争入札の実施 一八五三 一六
 〇 土地改良区の土地改良事業計画の新たな土地改良事業の施行の認可 " " " "
 〇 県営土地改良事業の換地処分 一八五四 二〇
 〇 県営土地改良事業の換地処分 " " " "
 〇 土地改良区の役員退任の届出 一八五五 二三
 〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 一八五六 二七
 〇 県営土地改良事業の決定 二件 " " " "

教育委員会告示		二	教育委員会会議の開催	一八四九	二
教育委員会公告					
○社会教育主事の資格の認定		一八五四	二〇		
選挙管理委員会告示					
一〇	秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録基準日等	号外一	一三		
一一	秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日	"	"		
一二	公職選挙執行規程の一部を改正する規程	"	"		
一三	政治団体の設立の届出	"	"		
一四	政治団体の届出事項に異動があった旨の届出	"	"		
一五	政治団体の解散の届出	"	"		
一六	政治団体の収支に関する報告書	"	"		
一七	公職の候補者の資金管理団体の届出	"	"		
一八	公職の候補者の資金管理団体の異動の届出	"	"		
一九	公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出	"	"		
二〇	公職選挙執行規程の一部を改正する規程	一八五三	一六		
二一	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一八五五	二三		
二二	各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"		
選挙管理委員会公告					
○秋田県選挙管理委員会分室の設置		号外一	一三		
○秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務		"	"		
人事委員会規則					

公安委員会告示					
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則		号外一	二		
監査委員会公告					
二〇	一 監査の結果に基づき講じた措置	号外一	六		
二一	二 監査の結果に基づき講じた措置の公表	一八五二	一三		
二二	三 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二三	四 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二四	五 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二五	六 監査の結果に基づき講じた措置の公表	号外一	二七		
正 誤					
○平成十八年九月二十九日付け秋田県規則第六六号の正誤		号外一	一六		
○平成十八年九月二十九日付け秋田県規則第七七号の正誤		"	"		
○平成十九年二月六日付け秋田県告示第七十一号の正誤		一八五五	二三		

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋 田 県
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 Email: matsubara@natsubara-rinsu.co.jp

